

新型コロナウイルス 緊急事態宣言発令における 当社高齢者デイサービス事業所の 運営について

2020.04.08

4月7日に政府より7都府県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県）を対象に「新型コロナウイルス緊急事態宣言」が発令されました。

4月7日～5月6日までの間、爆発的感染拡大を防止するための外出自粛や社会機能維持のための事業の継続の要請が主となっており、今回の政府発令と大阪府・兵庫県の両知事の臨時会見では、社会福祉施設については高齢者デイサービスを含めて施設使用制限の対象とはならず、事業継続と適切な感染防止策の協力要請を行うことが示されました。

上記の指針から当社としては、4月7日以降も通常通り運営を継続させていただきます。

ただし今後の感染状況によっては、事業停止の要請が発出される可能性もあります。

今後の政府・府県知事からの要請内容等の情報収集に注力し、必要な方に必要なサービスを継続して提供できるように尽力して参ります。